

1 健康な市民生活が営める安全なまちに向けて

■大気

大気質

- 計画目標
- ・環境基準、環境目標値に適合していること
 - ・窒素酸化物及び粒子状物質の排出が抑制されていること
 - ・有害大気汚染物質の排出が抑制されていること

現 状

■ 指標：環境基準、環境目標値の達成率（達成率100%を目指す。）

市では、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、硫酸酸化物等の大気汚染の状況を把握するため、一般局9局と自排局9局で常時監視を行っています。

大気の汚染に係る環境基準等の評価には、1年間を通じて得られた1日平均値により評価を行う「長期的評価」と測定を行った日についての1時間値の1日平均値や1時間値により評価を行う「短期的評価」があります。

次に掲げる物質のうち、二酸化窒素は長期的評価により、光化学オキシダントは短期的評価により、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び一酸化炭素は長期的評価及び短期的評価により、環境基準等の評価を行っています。なお、有害大気汚染物質については、年平均値により評価を行っています。

2004年度の環境基準、環境目標値等の適合状況は次のとおりです。

● 二酸化窒素

二酸化窒素は、一般局9局と自排局9局の計18局で測定しています。

一般局では全9局(達成率：100%)で、自排局では6局(達成率：67%)で環境基準を達成しました。なお、環境基本条例に定める環境目標値については、すべての測定局で達成していません。

● 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質は、一般局9局と自排局9局の計18局で測定しています。

一般局9局、自排局9局の全局(達成率：100%)で環境基準(長期的評価)を達成しました。一方、環境基準の短期的評価については、一般局9局中6局で、自排局9局中1局で達成しました。なお、環境目標値は、すべての測定局で達成していません。

また、浮遊粒子状物質のうち粒径が2.5μm以下の微小粒子(PM2.5)は、主に人為起源の粒子と考えられており、浮遊粒子状物質を削減するためにはPM2.5の削減が必要とされています。そのため、市ではPM2.5の実態把握を目的に、市内6地点で調査を実施しています。

本調査はニールエアサンプラーを用いて、各調査地点で毎月6日間PM2.5を採取、分析しています。平成16年度における各調査地点でのPM2.5濃度(年平均値)は下表のとおりです。

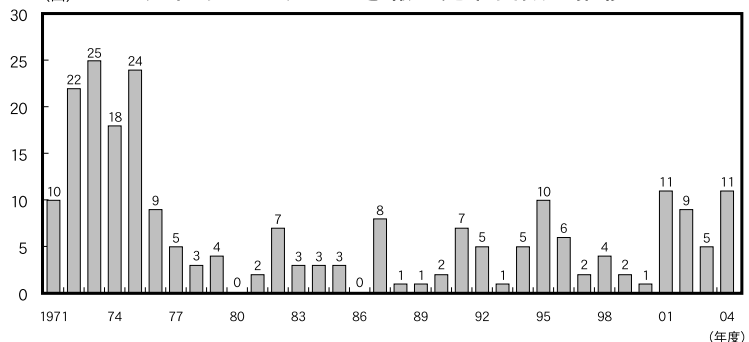
| | 一般環境 | | | 道路沿道 | | |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 公害研究所 | 中原測定局 | 麻生測定局 | 池上測定局 | 二子測定局 | 柿生測定局 |
| PM2.5濃度(μg/㎡) | 23.1 | 21.2 | 18.7 | 34.0 | 40.7 | 25.8 |

● 光化学オキシダント

光化学オキシダントは、一般局9局で測定しています。環境基準は、全局で達成していません。9局の昼間(5時~20時)の年平均値は、0.027ppmで、前年度と比べ0.002ppm増加しました。

光化学スモッグ注意報は、5月~8月にかけて11回発令され、1名の健康被害届出がありました。

(回) 光化学スモッグ注意報の発令回数の推移



光化学オキシダント

大気中の炭化水素や窒素酸化物が太陽等の紫外線を吸収し、光化学反応で生成された酸化性物質の総称。粘膜への刺激、呼吸への影響といった健康影響のほか、農作物等植物へも影響を与える。光化学オキシダントに起因するスモッグを光化学スモッグという。大気の汚染に係る環境基準が設けられている。

● 二酸化硫黄

二酸化硫黄は、一般局9局で測定しています。環境濃度は、ここ十数年、低濃度で推移し、一般9局の年平均値は0.006ppmで、前年度と同じ濃度でした。環境基準及び環境目標値の長期的評価については、全9局で達成しました。一方、短期的評価については、大師、田島、川崎及び幸の4測定局で7月に三宅島・雄山の噴煙の影響により1時間値が0.1ppmを越えたために達成できませんでした。他の5測定局では達成しました。

● 一酸化炭素

一酸化炭素は、一般局1局と自排局4局で測定しています。いずれの測定局もここ十数年、低濃度で推移しています。環境基準は、長期的評価及び短期的評価ともにすべての測定局で達成しました。

● 有害大気汚染物質

大気汚染防止法の改正に伴い、1997年度から有害大気汚染物質モニタリング調査を実施しています。調査は市内4か所毎月1回測定することによって行っています。

2004年度は19物質について4測定局調査を行いました。そのうち環境基準が定められているベンゼンについては、2局で環境基準を達成できませんでした。トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンについては、すべての局で環境基準を達成しました。

有害大気汚染物質モニタリング調査

(単位：μg/m³)

| 測定物質 | 年平均値 | | | | 環境基準 |
|------------|-------|-------|-------|-------|------|
| | 池上測定局 | 大師測定局 | 中原測定局 | 多摩測定局 | |
| ベンゼン | 5.0 | 3.9 | 2.2 | 1.9 | 3 |
| トリクロロエチレン | 2.4 | 2.4 | 2.4 | 1.4 | 200 |
| テトラクロロエチレン | 0.69 | 0.67 | 11 | 0.63 | 200 |
| ジクロロメタン | 3.3 | 3.3 | 3.4 | 3.0 | 150 |

二酸化硫黄 (SO₂)

硫黄と酸素の化合物で、工場や火力発電所で石炭、重油を燃焼する際、その燃料中に存在する硫黄分が二酸化硫黄となり排出ガスに含まれ、大気汚染の原因となる。二酸化硫黄は、人の健康に影響を及ぼす他、酸性雨の原因物質である。このため、人の健康の保護の見地から環境基準が定められている。

一酸化炭素 (CO)

一酸化炭素は、石油や石炭が不完全燃焼したときに発生し、その排出量の多くが自動車排出ガスによる。他の大気汚染物質に比べて毒性が明らかであることから、早期に環境基準が設定され、対策が実施された。現在は、すべての測定局で環境基準を達成している。

硫黄酸化物 (SO_x)

硫黄の酸化物の総称でSO_xと略称される。二酸化硫黄(SO₂)の他、三酸化硫黄(SO₃)、硫酸ミスト等が含まれる。主に石油、石炭等の化石燃料に含まれる硫黄(S)分が燃焼することによって生成され、排出ガスに含まれ、大気汚染の原因となる。

■ 指標：窒素酸化物排出総量・粒子状物質排出総量

窒素酸化物及び粒子状物質の排出総量は、「第2章 重点分野」の中の「大気汚染の低減」に掲載しました。

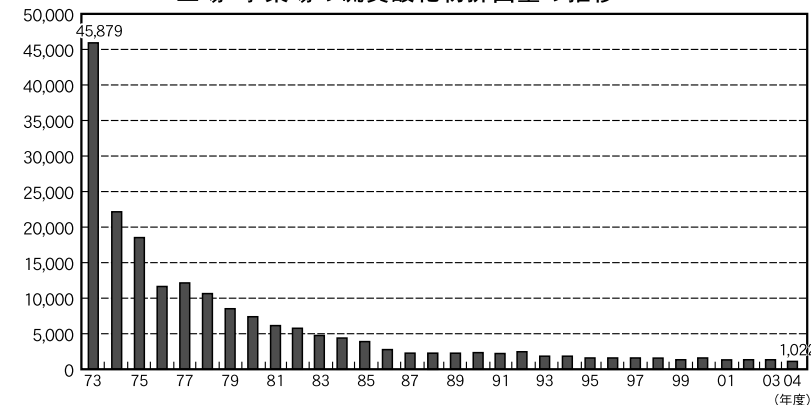
■ 指標：大気汚染物質の排出総量 (2000年現在の排出量より削減することを目指す。)

硫黄酸化物と有害大気汚染物質の排出総量は、次のとおりです。

● 硫黄酸化物

2004年度における工場・事業場からの年間の硫黄酸化物排出量は、1,022トンで2000年排出量と比べると約28.6%減少しました。

工場・事業場の硫黄酸化物排出量の推移



● 有害大気汚染物質

PRTR法に基づく届出により把握した工場・事業場からの有害大気汚染物質(上記4物質)の、2003年度の大気環境への排出量は右表のとおりです。

有害大気汚染物質のPRTR法の届出排出量

| 物質名 | 大気環境への排出量 (kg/年) |
|------------|------------------|
| ベンゼン | 40,789 (43,880) |
| トリクロロエチレン | 12,010 (11,110) |
| テトラクロロエチレン | 12,941 (300) |
| ジクロロメタン | 50,196 (44,900) |

※ () 内は2001年度実績

悪臭

悪臭防止法では、アンモニア、硫化水素等22物質を特定悪臭物質と定め、規制している。市条例では悪臭防止の指導を行っている。また、多種のにおいの複合臭に対応するため、市の条例で人の嗅覚を用いた嗅覚測定法による規制許容値を定め、事業者に対し、環境への負荷を低減するよう協力を依頼している。

悪臭

計画目標 ・ 悪臭物質の排出が抑制されていること

現状

■ 指標：悪臭の苦情件数、解決件数（悪臭苦情の低減及び解決を目指す。）

2004年度の市内の悪臭苦情の発生件数は56件で、2003年度と比較して5%増加しました。

主な苦情発生源は、食料品以外の製造工場、飲食店や屋外燃焼行為に伴うものでした。また、臨海部の発生源近傍及び発生源に近い住居地域で測定したメチルメルカプタン等の硫黄化合物（4物質）及びトルエン、キシレン、スチレン、酢酸メチル、メチルイソブチルケトンの環境濃度は、硫化水素が若干検出されましたが、その他の物質は人が感知できるにおい以下でした。

年度別悪臭苦情発生件数

(単位：件)

| 年度 | 1994 | 1995 | 1996 | 1997 | 1998 | 1999 | 2000 | 2001 | 2002 | 2003 | 2004 |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 発生件数 | 63 | 41 | 37 | 33 | 64 | 40 | 54 | 62 | 38 | 53 | 56 |

大気（大気質・悪臭）の主な施策概要

| 具体的施策名 | 2004（平成16）年度実績 | 2005（平成17）年度計画等 |
|--|--|---|
| I-1-1 自動車公害の防止 | | |
| I-1-1-1 自動車公害対策の強化 | | |
| 条例によるディーゼル車運行規制の取組の推進 【環：交通環境対策課】 | □ディーゼル車運行規制に係る検査数 ・ 路上検査：10か所、359台 ・ 拠点検査：58か所、2,383台 ・ 事業所検査：301か所、6,827台 | ・ 路上・拠点・事業所検査の実施 ・ 八都県市による一斉検査の実施 |
| 条例によるディーゼル車運行規制の周知及び取締状況の報告 【環：交通環境対策課】 | □情報提供数 規制内容紹介のリーフレット類の配布、市ホームページや環境情報への記事掲載、関連事業者への訪問、運行規制周知のぼり旗の配布 | □予定 市ホームページや環境情報へ取締状況等の記事を掲載、のぼり旗の作成 |
| 公用車への八都県市指定低公害車の導入の推進 【環：交通環境対策課】 | □公用車への導入台数：625台 (2005年3月末現在) ・ 消防車等：13台 | □公用車への導入予定数 ・ CNG車：2台(市バス) ・ 消防車等：13台 |
| 事業者、市民への八都県市指定低公害車の普及及び最新規制適合車への代替の促進 【環：交通環境対策課】 | □指定低公害車市内登録数（八都県市調べ）： 124,035台(軽自動車、自動二輪車を除く) (2004年3月末現在) □最新規制適合車への代替の促進 ・ 融資台数：345台 ・ 補助台数（CNG車など）：16台 | ・ 八都県市指定低公害車導入補助 |
| 使用過程ディーゼル車へのクリーン軽油の普及 【環：交通環境対策課】 | □クリーン軽油使用台数及び使用率 ・ 市営バス：310台 ・ ごみ収集車：321台 | ・ 2004年9月をもって導入を終了した。 |
| 公用車への粒子状物質減少装置装着の推進 【環：交通環境対策課】 | □粒子状物質減少装置装着台数 (2005年3月末現在) ・ DPF装着：計226台 ・ 酸化触媒装着：517台 | ・ 埼玉県、東京都の規制強化に対応するため KK・KL-車への装着を検討 |
| 事業者、市民への粒子状物質減少装置装着の推進 【環：交通環境対策課】 | □粒子状物質減少装置補助交付件数 ・ DPF装着：累計1,777台 ・ 酸化触媒装着：累計3,669台 | □粒子状物質減少装置補助予定件数 ・ 酸化触媒装着：約750台 (埼玉県、東京都の規制強化対応分含む) |
| 市条例による自動車公害の防止に係る監視・指導 | □立入調査件数 49件 | □立入調査の実施 |

| 具体的施策名 | 2004（平成16）年度実績 | 2005（平成17）年度計画等 |
|--|--|--|
| I-1-1-2 自動車交通への新しい取組によるまちづくり | | |
| 交通需要管理施策による交通環境対策の推進 【環：交通環境対策課】 | <input type="checkbox"/> 交通需要管理計画の策定と実施状況 ・臨海部を主な対象にマイカー通勤の改善に向けた取組を実施 | ・物流事業への交通需要管理の取組の推進 ・臨海部再生に伴う発生交通対策の検討 |
| 違法駐車等の防止に関する条例に基づく違法駐車対策の推進 【市：地域生活課】 | <input type="checkbox"/> 違法駐車対策の状況 ・交通誘導員の助言・啓発活動 週2回、13時～19時、15名体制 ・広報活動 ポスター、横断幕、表示板等の掲出、啓発物の配布、広報車による啓発 ・違法駐車追放強化月間（10月）のキャンペーンの実施 他 | 引き続き実施 ・交通誘導員：15名体制 |
| 交差点改良事業の推進 【建：維持課】 | <input type="checkbox"/> 交差点改良件数 ・交差点改良・歩道改良：4か所（国道409号 他） | <input type="checkbox"/> 交差点改良予定件数 ・交差点改良：3か所（川崎府中 他） |
| 民間駐車場の整備 【ま：交通計画課】 | ・建築物における駐車施設の附置等に関する条例による附置義務駐車場の整備を指導、 ・要綱による駐車場整備を指導 | 同左 |
| 公共交通機関の利用促進 【交：経営企画課】 | ・パソコンや携帯電話からバスの運行情報を閲覧できるシステム「市バスナビ」の導入を進め、平成17年3月から井田営業所管内で先行してサービスを開始 | ・「市バスナビ」について、システムの検証を行い、利用者のニーズなどを把握したうえで、今後の市内全路線への展開に向けた検討を行う |
| 公共車両優先システムの導入 【環：交通環境対策課】 | ・2003年8月から本格運行。 | <input type="checkbox"/> 予定 引き続き実施 |
| 環境情報システムと交通情報の相互提供の導入 【環：交通環境対策課】 | <input type="checkbox"/> 運用状況 ・県警察との市内幹線等36地点交通情報と市内18地点の環境情報を相互提供 ・データ処理の迅速化 | <input type="checkbox"/> 予定 引き続き運用 |
| 京急大師線連続立体交差事業の推進 【建：立体交差課】 | ・支障物件の移設補償など実施 | ・東門前駅から小島新田間の工場着手 |
| 道路改良事業の推進 【建：道路整備課】 | ・川崎府中、町田調布、横浜生田、上麻生蓮光寺線等の整備（道路拡幅等） | <input type="checkbox"/> 計画 ・川崎府中、横浜上麻生、横浜生田、上麻生蓮光寺線等の整備（道路拡幅等） |
| 多摩川にかかる3橋の整備 【建：道路整備課】 | ・大師橋の整備： 旧橋下部撤去、新橋下部工、鋼斜張橋製作架設、箱桁橋部製作架設 | <input type="checkbox"/> 計画 ・大師橋の整備 鋼斜張橋架設、箱桁橋部架設 |
| 都市計画道路の整備 【建：街路課】 | ・尻手黒川線、東京丸子横浜線、世田谷町田線等の整備： 計画延長307,050m、 整備済み187,349m 整備率61% | <input type="checkbox"/> 計画 ・尻手黒川線、東京丸子横浜線、世田谷町田線等の整備 |
| 川崎縦貫道路の建設促進 【建：広域道路課】 | ・Ⅰ期区間 浮島町～殿町：供用済 殿町～国道15号：工事継続 ・Ⅱ期区間（国道15号～東名高速道路）： 調査 | <input type="checkbox"/> 計画 ・Ⅰ期区間：工事継続 ・Ⅱ期区間：調査 |
| 高濃度地区を対象とした調査・研究の推進 等 【環：交通環境対策課、公害研究所】 | <input type="checkbox"/> 土壌浄化システム稼動状況： 278日稼動 ・地域密着型調査・研究の実施 | <input type="checkbox"/> 予定：通年稼動 （土日、祝日等を除く。） ・結果のとりまとめ |

土壌浄化システム（大気環境改善
 新型土壌浄化モデル）

土壌をフィルターにして空気を浄化する装置で、自動車排出ガスによって汚染された空気を道路端から吸い込み、オゾンを加えて上下に分かれた土壌層を通し、NO₂等を土壌に吸着させ、土壌に生息する微生物により分解・浄化し、きれいになった空気を大気に放出するシステム。1999年度に産業道路沿道の池上新田公園に設置した。

| 具体的施策名 | 2004（平成16）年度実績 | 2005（平成17）年度計画等 |
|------------------------------------|--|---|
| バス路線等の公共交通網の整備・拡充 【交：経営企画課】 | <input type="checkbox"/> バス車両導入台数 ・バス車両の整備（車両更新30台） ノステップバス：30台（うち低公害型30台） （合計）在籍車両数：333台 ・ノステップバス：77台 （うち低公害型77台） ・ワンステップバス：142台 （うち低公害型31台） ・リフト付バス：1台 ・貸切バス：5台 <input type="checkbox"/> 粒子状物質減少装置の整備 ・酸化触媒の装着：95台 （計260台） <input type="checkbox"/> バス停留所上屋整備箇所数、照明付バス停留所標識の整備箇所数 ・バス停留所上屋の整備：10か所 （計247か所） ・照明付バス停留所標識の整備：10基 （計340基） <input type="checkbox"/> バス利用者数：4,607万人 | <input type="checkbox"/> バス車両導入計画 ・ノステップバス：35台 （うち低公害型35台） <input type="checkbox"/> 粒子状物質減少装置の整備 ・酸化触媒の装着：10台 <input type="checkbox"/> バス停留所上屋及び照明付バス停留所標識の整備計画 ・バス停留所上屋整備箇所数：10か所 ・照明付バス停留所標識の整備箇所数：10基 |

I-1-1-3 自動車交通への依存を抑制したライフスタイルの形成

| | | |
|---|--|---|
| バス交通の定時運行の確保 【交：経営企画課】 | <input type="checkbox"/> バス専用レーン、バス優先レーンの整備 拡充 <input type="checkbox"/> バス専用レーン延長：5,360m（±0） <input type="checkbox"/> バス優先レーン延長：22,120m（±0） <input type="checkbox"/> バス専用道：100m（±0） | バス専用レーン等の整備拡充については、路線バスの定時運行の確保により、マイカー利用からの転換が図られ、道路渋滞の緩和と沿道環境の改善に大変有効な施策であることから、今年度も関係機関に走行環境改善を要望する。 |
| コミュニティ交通の導入に向けた検討 【ま：交通計画課】 | <input type="checkbox"/> コミュニティ交通計画調査 | <input type="checkbox"/> 同左 |
| 鉄道交通機関の利便性の向上による交通手段の転換の推進 【ま：交通計画課】 | ・小田急線の複々線化：暫定3線化工事継続 ・田園都市線の複々線化：工事継続 ・東横線の複々線化：工事継続 ・東海道貨物支線旅客線化及び川崎アプローチ線：調査検討 ・羽田アクセス推進事業：京急蒲田駅総合改善事業への補助 | 同左：引き続き実施 |
| バス1日乗車券の利用促進 【交：経営企画課】 | <input type="checkbox"/> エコロジー乗車券等の発売数 ・1日乗車券 （エコロジー乗車券）発売：34.1万枚 ・家族1日乗車券の発売：2.7万枚 ・環境定期券の継続 | ・エコロジー乗車券等の利用促進の喚起 |
| 自転車道の整備 【建：道路計画課】 | <input type="checkbox"/> 自転車道路線数 — <input type="checkbox"/> 自転車道総延長 — | <input type="checkbox"/> 自転車道路線数（予定） — <input type="checkbox"/> 自転車道総延長（予定） — |
| 駐輪場の整備の推進 【建：自転車対策室】 | <input type="checkbox"/> 駐輪場設置箇所数（収容台数） ・駐輪場等の設置：5か所 （全市128か所、約44,215台分 （民間駐輪場を除く。）） | <input type="checkbox"/> 計画 ・駐輪場等の設置：8か所 |
| 自動車対策の実施、普及・啓発の推進 【市：地域生活課】 【環：交通環境対策課】 | <input type="checkbox"/> 広報や市HP等を利用した普及・啓発の取組状況 ・不要不急車両の使用の抑制についての広報活動を継続的実施 ・踏切待ちアイドリングストップキャンペーン実施 ・エコドライブコンテスト実施 ・エコドライブシンポジウム開催 | ・不要不急車両の使用抑制についての広報活動を継続的実施 ・エコドライブ講習会 アイドリングストップキャンペーンの実施 |

エコロジー乗車券

公共交通の利用を促進し、自動車使用の抑制を目指す利用日を限定したバスの1日乗車券。冬季の自動車交通量対策の一つとして1993年度から実施している。

| 具体的施策名 | 2004（平成16）年度実績 | 2005（平成17）年度計画等 |
|--------|----------------|-----------------|
|--------|----------------|-----------------|

I-1-3-2 環境の監視の充実

| | | |
|---|--|---|
| 環境の常時監視装置の更新の推進 【環：公害監視センター】 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 硫酸酸化物粉じん測定記録計 更新1台 (合計) ○ 大気環境の常時監視 (18局) <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般環境大気測定局9局 ・ 自動車排出ガス測定局9局 ○ 発生源大気自動監視システムによる大手工場の排出量を監視(硫酸酸化物14工場、窒素酸化物25工場) | <ul style="list-style-type: none"> □ 新設、更新の予定数 <ul style="list-style-type: none"> ・ 粉じん測定記録計 更新2台 ・ 炭化水素測定記録計 更新1台 ・ 校正用Oxモニター計 更新1台 |
| 有害大気汚染物質の環境モニタリングの充実 【環：化学物質対策課/公害研究所】 | <ul style="list-style-type: none"> □ 対象地点数：4地点 □ 調査実施回数：12回/年 | <ul style="list-style-type: none"> □ 対象予定数：4地点 □ 調査実施回数：12回/年 |
| 自動監視システムデータの分析の迅速化 【環：環境対策課/公害監視センター】 | <ul style="list-style-type: none"> □ 分析状況 データ公表に併せて、データ解析を実施 | <ul style="list-style-type: none"> □ 予定 データ公表に併せて、データ解析を実施する。 |

I-1-3-3 公害健康被害対策の充実

| | | |
|--|---|---|
| 補償給付、公害保健福祉施策の実施 【健：環境保健課】 | <ul style="list-style-type: none"> □ 補償給付件数：66,917件 (-991件) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 被認定者数：1,947人 (-20人) |
| 健康被害予防事業の実施 【健：環境保健課】 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業の継続実施 ・ 受診・参加者数：916人 (+4人) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業の継続実施 ・ 受診・計画者数：1,252人 (-137人) |
| 小児ぜん息、成人呼吸器疾患患者に対する医療費補助制度の運営 【健：福祉医療課、環境保健課】 | <ul style="list-style-type: none"> □ 小児ぜん息対象者数：6,415人 (-42人) <ul style="list-style-type: none"> 川崎区：664人、幸区：452人、 中原区：691人、高津区：940人、 宮前区：1,348人、多摩区：1,560人、 麻生区：760人 □ 小児ぜん息支給件数：68,361件 (+1,874件) □ 成人呼吸器疾患受給者数：837人 (+64人) <ul style="list-style-type: none"> 川崎区：492人、幸区：278人、 中原区：23人、高津区：15人、 宮前区：16人、多摩区：4人、 麻生区：9人 □ 成人呼吸器疾患支給件数：12,035件 (+1,635件) | <ul style="list-style-type: none"> □ 小児ぜん息対象者数：6,851人 □ 成人呼吸器疾患受給者計画数：966人 (+294人) |
| 公害防止及び公害の健康影響に関する調査研究の実施 【健：環境保健課】 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合解析 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施計画 |

I-1-4 悪臭の防止

I-1-4-1 発生源に対する指導、監視の強化

| | | |
|--|---|---|
| 悪臭防止法及び市条例に基づく、特定悪臭物質等の監視、指導 【環：環境対策課】 | <ul style="list-style-type: none"> □ 指導件数 <ul style="list-style-type: none"> ・ 法（特定悪臭物質）に基づく測定：4事業所、4検体 基準超過（指導件数）：0件(±0件) ・ 嗅覚測定法による測定：8事業所、26検体 指針値超過：2事業所、4件 | <ul style="list-style-type: none"> □ 測定予定件数 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定悪臭物質：10検体 ・ 嗅覚測定：24検体 |
| 特定悪臭物質の環境測定による大気環境中の悪臭物質の状況把握 【環：環境対策課】 | <ul style="list-style-type: none"> □ 特定悪臭物質の測定件数： <ul style="list-style-type: none"> ・ 3か所4成分(硫黄化合物)：12検体 ・ 4か所5成分(トルエン、キシレン等)：10検体 | <ul style="list-style-type: none"> □ 調査予定件数： <ul style="list-style-type: none"> ・ 3か所4成分(硫黄化合物) ・ 10検体(トルエン、キシレン) |
| 公害防止資金融資要綱の有効活用による公害防止対策の推進 【環：企画指導課】 | 【I-1-2-3 施策参照】 | 【I-1-2-3 施策参照】 |

| | | |
|--------|----------------|-----------------|
| 具体的施策名 | 2004（平成16）年度実績 | 2005（平成17）年度計画等 |
|--------|----------------|-----------------|

I-1-4-2 広域的悪臭対策の推進

| | | |
|------------------------------------|---|---|
| 広域的な悪臭防止に関する事業所への管理徹底 【環：環境対策課】 | <input type="checkbox"/> 定期保全修理計画書の事前届出件数：25事業所 （定期保全修理実施計画提出要請件数：30事業所） <input type="checkbox"/> 環境パトロール：年4回実施 | <input type="checkbox"/> 定期保全修理実施計画提出要請件数：28事業所 <input type="checkbox"/> 環境パトロール予定件数 年6回 |
|------------------------------------|---|---|

I-1-4-3 快適なおい環境づくりの推進

| | | |
|-----------------------------|------------------------------|------------------|
| におい環境に関する調査・検討 【環：環境対策課】 | ・市内の業種別臭気指数の実態調査 ・規制手法の検討 | ・市内の業種別臭気指数の実態調査 |
|-----------------------------|------------------------------|------------------|

■ 水

水 質

- 計画目標
- ・ 環境基準、環境目標値に適合していること
 - ・ 河川・海域の底質が有害な化学物質で汚染されていないこと

現 状

■ 指標：環境基準、環境目標値達成率（達成率100%をめざす。）

本市では、市内の公共用水域（多摩川水系、鶴見川水系及び港湾）の水質状況について、1971年度から毎年調査を実施しています。

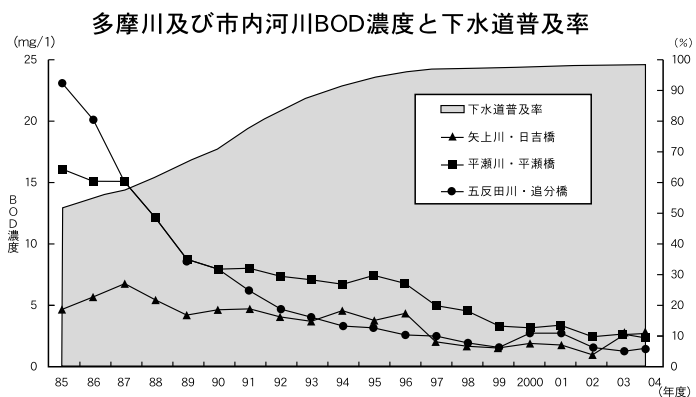
また、1993年4月川崎市河川水質管理計画（以下「河川水質管理計画」）を策定し、BOD（生物化学的酸素要求量）、COD（化学的酸素要求量）及び生物の生息状況について、環境目標を設定しています。なお、2003年10月に神奈川県知事が多摩川水系の市内河川（三沢川、ニヶ領本川及び平瀬川）に環境基本法第16条第2項に基づく水域類型を指定したことから、2004年3月に環境目標の一部見直しを行いました。

● 河川の水質

市内河川の水質は、ここ数年、工場等への規制強化及び下水道整備の進展等により改善傾向にあり、健康項目は、全ての地点で環境基準を達成しています。

生活環境項目については、水域類型が設定されている3河川のすべてでBODの環境基準値を達成していました。

多摩川本川については、中・下流部の6地点のBODの年平均値は1.2～2.6mg/L（2004年は1.2～2.7mg/L）で、経年的には減少傾向にあります。



（川崎市）
河川水質管理計画
河川の水質浄化を計画的に進めるため、1993年に策定。市内河川に環境目標を設定し、水質浄化対策、流量対策等を総合的に推進している。

公共用水域
水質汚濁防止法では、「河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいう。」と定められている。